

水道料金制度の見直し（案）の基本的な考え方等について

～審議会における3つの基本的な考え方～			審議会における 各論点・答申の概要等	本市における 水道料金制度の見直し(案)の内容・その考え方等
適正な原価に 基づく料金算定	水需要に応じた 料金制度	公平性の確保		
○	—	○	<p>総括原価方式(※)による適正な原価計算 ※ 総括原価を算定し、総括原価と料金収入の総額が一致するように料金設定すること。 《審議会の考え》 上下水道局において将来を見据えた適正な原価計算を実施すること。</p>	<p>《内容》 日本水道協会が策定している水道料金算定要領(以下「要領」という。)に基づき、令和元年度から令和5年度の5年間にかかる原価計算を実施(計算結果は「資料2-1」参照)する。</p> <p>《考え方》 原価計算により、人件費や既存の水道施設を維持管理するための費用等を適正に算定し、将来にわたり長期的かつ安定的に水を供給するための原価を把握する。 ⇒ 原価計算の結果をもとに、水道料金シミュレーションを行い、将来にわたり健全な事業運営を行う上で必要となる料金水準を検討する。</p>
—	○	○	<p>基本水量 《審議会の答申概要》 基本水量の廃止</p>	<p>《内容》 8 m³の基本水量を廃止する。</p> <p>《考え方》 使用者の節水努力が報われるとともに、小口使用者の使用水量に見合った負担を実現することが可能となるよう基本水量制を廃止し、1 m³以上の使用した水量は全て従量料金として単価を設定する。 ⇒ 小口径については8 m³以下使用した場合の料金総額が現行と大きく変わることはないよう配慮する。</p>
○	—	○	<p>用途別料金・口径別料金 《審議会の答申概要》 より客観的に維持管理にかかる費用を徴収するため、口径別料金が妥当</p>	<p>《内容》 総括原価を基本とした口径別料金を導入し、口径規模に応じた基本料金を設定する。 (口径規模：13mm・20 mm・25 mm・40 mm・50 mm・75 mm・100 mm・150 mmの8種類)</p> <p>《考え方》 大口径の使用者は一度に大量の水の使用が可能であり、その分本市においては水を供給する準備に多額の設備投資が必要となります。このことから使用者にメーター口径に見合った費用をご負担いただくことが必要であり、メーター口径の大小によって異なる料金を設定することにより、必要な維持管理費の負担を求めるとともに、公平性も確保する。 ⇒ 小口径については、今回の水道料金制度の見直しでは、現行料金から大きく変わることはないよう配慮する。</p>

水道料金制度の見直し（案）の基本的な考え方等について

～審議会における3つの基本的な考え方～			審議会における 各論点・答申の概要等	本市における 水道料金制度の見直し(案)の内容・その考え方等
適正な原価に 基づく料金算定	水需要に応じた 料金制度	公平性の確保		
○	○	—	<p>① 基本料金・従量料金 <審議会の答申概要> 基本料金・従量料金の二部料金制を採用</p> <p>② 総括原価の適切な配賦 <審議会の考え> 上下水道局において適切な配賦割合を検討</p>	<p><内容></p> <p>① 引き続き基本料金、従量料金の二部料金制を採用する。 ② 総括原価から基本料金・従量料金に配賦する割合は、原則、要領に基づく配賦割合(「資料2-1」参照)を設定する。</p> <p><考え方></p> <p>① 水道料金は水を使わなくても一定の負担がある基本料金と水を使用した分だけ負担がある従量料金に分けられる。料金対象原価はその性質によって基本料金に充当するもの(需要家費・固定費の一部)と従量料金に充当するもの(固定費の一部・変動費)とに区分することが妥当と考えられることから、二部料金制は事業経営の安定性や負担の公平性を図る観点から継続する。 ② 要領による配賦割合を設定することで、①に記載の3つの原価(需要家費・固定費・変動費)の性質に応じて、適正に配賦する。ただし、今回の水道料金制度の見直しでは、小口径は、現行料金から大きく変わることはないよう配慮する。</p>
—	○	○	<p>逓増度 <審議会の答申概要> 逓増度の軽減、逓増区分の検討</p>	<p><内容></p> <p>逓増料金制を維持しつつ、使用口径に見合わない少量使用者にも維持管理等のコストに見合った負担を求めるとともに、従量料金の最高単価を引き下げることで、逓増度を緩和する。また、逓増区分については口径に応じて逓増区分の見直しを行う。</p> <p><考え方></p> <p>多く水を使った場合でもその従量料金単価を下げることによって、使用者の負担が軽減され、公平性を確保できる。また逓増区分を見直すことにより、より需要者のニーズに沿った料金体系とする。 ⇒ 小口径については、現行料金から大きく変わることはないよう配慮する。 ⇒ 口径規模に応じた適切な従量料金単価を設定する。</p>
			<p>下水道使用料制度の改正</p>	<p>水道料金制度の見直しに伴い基本水量を廃止する。</p>